

## ○職員給与に関する条例の運用方針について

〔昭和34年7月8日〕  
 新人委第496号  
 新潟県人事委員会委員長

<p><b>改正</b> 昭和35年10月12日新人委第 708号        昭和36年 7月12日新人委第 451号        昭和39年 9月29日新人委第 742号        昭和41年 1月10日新人委第 9号        昭和43年 1月11日新人委第 21号        昭和45年12月26日新人委第1202号        昭和46年 3月27日新人委第 172号        昭和47年 1月14日新人委第 28号        昭和48年 5月 9日新人委第 336号        昭和49年 4月 1日新人委第 168号        昭和50年12月22日新人委第 629号        昭和53年 2月27日新人委第 82号        昭和55年 3月29日新人委第 115号        昭和56年 1月31日新人委第 32号        昭和57年 3月30日新人委第 142号        昭和63年 5月23日新人委第 135号        平成元年 5月 1日新人委第 81号        平成 2年 3月28日新人委第 633号        平成 4年 3月31日新人委第 756号        平成 5年12月27日新人委第 580号        平成 7年 3月31日新人委第 850号        平成 9年10月17日新人委第 367号        平成13年 3月30日新人委第 699号        平成14年 3月 1日新人委第 490号        平成16年 3月31日新人委第 602号        平成18年 3月31日新人委第 608号        平成20年11月25日新人委第 241号        平成23年 3月31日新人委第 350号        平成27年11月16日新人委第 200号        平成30年12月27日新人委第 180号        令和 7年 3月28日新人委第 332号</p>	<p>昭和36年 4月 5日新人委第 175号        昭和38年12月19日新人委第 940号        昭和40年10月15日新人委第 688号        昭和41年 4月 1日新人委第 219号        昭和44年 5月10日新人委第 467号        昭和46年 2月 1日新人委第 35号        昭和46年 4月17日新人委第 282号        昭和47年12月22日新人委第 819号        昭和48年 8月23日新人委第 561号        昭和49年12月23日新人委第 689号        昭和51年 5月 4日新人委第 289号        昭和53年 3月30日新人委第 202号        昭和55年 4月25日新人委第 204号        昭和57年 3月 1日新人委第 42号        昭和57年 7月23日新人委第 310号        平成元年 3月28日新人委第 180号        平成元年12月26日新人委第 441号        平成 3年12月26日新人委第 529号        平成 4年 7月27日新人委第 269号        平成 6年 4月 4日新人委第 17号        平成 7年12月27日新人委第 562号        平成12年 3月31日新人委第 700号        平成13年12月28日新人委第 425号        平成14年12月27日新人委第 416号        平成17年 3月31日新人委第 579号        平成19年11月30日新人委第 338号        平成22年 3月30日新人委第 389号        平成26年 7月11日新人委第 98号        平成29年12月26日新人委第 238号        令和 5年 2月 3日新人委第 263号</p>
---	---

任 命 権 者  
 部 長  
 支 庁 長  
 地方労働委員会事務局長

病 院 局 長  
企 業 局 長  
課 ( 所 ) 長  
県 立 学 校 長  
市 町 村 教 育 委 員 会  
市 町 村 立 学 校 長

昭和30年9月3日付新人委第398号によつて通達してありました〔一般職の職員の給与、勤務時間等に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の運用方針〕を別記のとおり改めましたので、今後これによつて取り扱つてください。

なお、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の運用についてもこれを準用してください。

## 別記

一般職の職員の給与に関する条例の運用方針

**第3条関係**（昭36新人委451・全改、昭45新人委1202・昭46新人委172・平元新人委180・平4新人委269・平18新人委608・令5新人委263・一部改正）

- 1 「給料の月額」とは、第6条から第13条までの規定により決定された職務の級及び号給に応じた給料月額並びに第14条の規定による給料の調整額の合計額をいい、法令の規定により給料を減ぜられているときでも、本来受けるべき給料の月額とする。なお、職員が附則第17項の規定の適用を受ける場合にあつては当該給料月額は同項の規定により算定した額となり、附則第19項、第21項、第23項又は第24項の規定による給料を支給される場合にあつては「給料の月額」には当該給料の額を含む。
- 2 「これに対する地域手当の月額」とは、給料の月額に第17条の2第2項または第17条の3に規定する割合を乗じて得た額をいう。
- 3 勤務1時間当たりの給与額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額をもつて当該給与額とする。

**第4条関係**（平7新人委850・全改）

「人事委員会規則で定める場合」は、人事委員会規則第6-2号（給料等を控除しない場合の取扱に関する規則）の定めるところによる。

**第5条関係**（昭36新人委451・追加）

「給料」には、第14条の規定による給料の調整額を含む。

**第6条の2関係**（昭36新人委175・追加）

本条の実施については、人事委員会規則第6-45号（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則。以下「規則第6-45号」という。）第2条の3から第2条の5までの規定に定めるところによる。

**第7条関係**（平14新人委490・追加、平17新人委579・一部改正）

この条の規定による短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときの取扱いについては、人事委員会規則第6-1370号（短時間勤務職員の給料月額の端数計算に関する規則）の定めるところによる。

**第8条から第13条まで関係**（昭36新人委175・全改、平18新人委608・令5新人委263・一部改正）

各条の実施については、規則第6-45号の定めるところによる。

**第14条関係**（平元新人委180・令5新人委263・一部改正）

第1項

- 1 「給料月額」とは、第6条から第13条までの規定により決定された職務の級及び号給に応じた

給料月額であつて、本条に規定する給料の調整額を含まないものをいう。

- 2 給料の調整額は、給料に含まれるものであるから、第3条の勤務1時間当たりの給与額算出の基礎とする。
- 3 給料の調整額の適用される職員の職は、人事委員会規則第6-48号（給料の調整額に関する規則）の定めるところによる。
- 4 昇格、降格又は昇給については、給料月額を基礎として行う。

**第15条関係**（昭49新人委689・昭57新人委42・昭57新人委142・昭63新人委135・平元新人委180・平元新人委441・平7新人委850・平14新人委490・一部改正）

第1項

「昇給、降給等」とは、昇給、降給のほか、昇格、降格、休職、初任給基準を異にして異動した場合、給料表を異にして異動した場合、1週間当たりの勤務時間が異なる職に異動した場合及び給料の調整額に異動があつた場合等給料の支給額に異動を生じたすべての場合を含む。

第2項

「離職」とは、辞職、退職、免職、懲戒免職、解職及び失職をさす。

第3項

「その月まで給料を支給する。」とは、死亡した者が、その月の末日に死亡したものとした場合に受けることとなる給料を支給することをいう。

第4項

給料の支給日及び給料の計算期間は、人事委員会規則第6-5号（給料等の支給に関する規則。以下「規則第6-5号」という。）の定めるところによる。

第5項

- 1 この項の日割計算については、週休日（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）が勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）と重なつた場合においても、週休日として取り扱うものとする。
- 2 給料の日割計算の方法を具体的に示すと次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{給料月額} \times \frac{(\text{発令当日よりその日を含む給与期間中の日数})}{(\text{発令当日を含む給与期間の日数})} \\ - \frac{(\text{左の期間中の週休日の日数})}{(\text{左の期間中の週休日の日数})} \\ = \text{発令当日を含む給与期間中の給料月額} \end{aligned}$$

**第16条関係**（昭47新人委28・追加、平元新人委81・平3新人委529・平5新人委580・平29新人委238・令7新人委332・一部改正）

第2項

第1号、第2号及び第4号の「22歳に達する日」とは、満22歳の誕生日の前日をいい、第3号の「60歳以上」とは、満60歳の誕生日以後であることをいう。

第4項

「15歳に達する日」とは満15歳の誕生日の前日を、「22歳に達する日」とは満22歳の誕生日の前日をいう。

**第17条の2、第17条の3及び第17条の4関係**（昭43新人委21・追加、昭45新人委1202・平18新人委608・一部改正）

地域手当に関し必要な事項については、人事委員会規則第6-1515号（地域手当に関する規則。以下「規則第6-1515号」という。）の定めるところによる。

**第17条の5関係**（昭45新人委1202・追加、昭51新人委289・平元新人委441・平7新人委850・平13新人委699・平14新人委416・平16新人委602・平23新人委350・平26新人委98・令7新人委332・一部改正）

第1項 住居手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定に基づき停職にされた場合
- 2 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた場合
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第20号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている場合
- 4 勤務時間条例第20条第1項の規定による休業の承認を受けた場合
- 5 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている場合
- 6 自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をしている場合
- 7 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をしている場合

第2項 住居手当の支給については、人事委員会規則第6-628号（住居手当に関する規則）の定めるところによる。

**第18条関係**（平16新人委602・全改、平20新人委241・平23新人委350・平26新人委98・一部改正）

- 1 「交通機関」とは、鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいい、「有料の道路」とは、法令の規定によりその通行又は利用について料金を徴収する道路（トンネル、橋、道路用エレベーター等の施設で道路と一体となつてその効用を全うするものを含む。）をいう。
- 2 通勤手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。
  - (1) 法第28条第2項の規定により休職にされた場合
  - (2) 法第29条の規定により停職にされた場合
  - (3) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた場合
  - (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている場合
  - (5) 勤務時間条例第20条第1項の規定による休業の承認を受けた場合
  - (6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第2号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣された場合
  - (7) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第83号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣された場合
  - (8) 教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている場合
  - (9) 自己啓発等休業をしている場合
  - (10) 配偶者同行休業をしている場合
- 3 通勤手当の支給については、人事委員会規則第6-75号（通勤手当に関する規則）の定めるところによる。

**第19条関係**（平2新人委633・追加、平4新人委756・平7新人委850・平13新人委699・平14新人委416・平16新人委602・平20新人委241・平23新人委350・平26新人委98・一部改正）

- 1 「異動」には、採用を含む。
- 2 単身赴任手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。
  - (1) 法第29条の規定に基づき停職にされた場合
  - (2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた場合
  - (3) 育児休業法第2条の規定による育児休業をしている場合
  - (4) 勤務時間条例第20条第1項の規定による休業の承認を受けた場合

- (5) 外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣された場合
  - (6) 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された場合
  - (7) 教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている場合
  - (8) 自己啓発等休業をしている場合
  - (9) 配偶者同行休業をしている場合
- 3 単身赴任手当の支給については、人事委員会規則第6-1043号（単身赴任手当に関する規則）の定めるところによる。

**第20条の2関係**（昭35新人委708・追加、昭45新人委1202・平7新人委850・一部改正）

- 1 特地勤務手当は、職員の給与が第4条の規定により控除される場合においても控除されないものとする。
- 2 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に関し必要な事項については、人事委員会規則第6-470号（特地勤務手当等に関する規則）の定めるところによる。

**第20条の3関係**（昭46新人委282・追加）

「異動」には、採用を含む。

**第21条関係**（昭46新人委172・昭48新人委561・昭55新人委115・昭57新人委42・平元新人委180・平6新人委17・平7新人委850・平9新人委367・平22新人委389・一部改正）

- 1 正規の勤務時間（第4条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超える勤務には、週休日における勤務が含まれる。
- 2 時間外勤務手当の取扱いは次の例による。
  - (1) その日の正規の勤務時間が始まる前に勤務したときは、その日の時間外勤務として取り扱う。
  - (2) 第4条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（以下「休日等」と総称する。）における勤務については、正規の勤務時間内は時間外勤務手当を支給せず、その勤務時間を超える勤務のみ時間外勤務として取り扱う。
  - (3) 休憩時間中に命令権者の命により勤務した場合は、時間外勤務として取り扱う。
  - (4) 時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち、命令権者、第21条第1項から第4項までの規定による勤務の別の支給割合、人事委員会規則第6-493号（時間外勤務手当等に関する規則）第2条若しくは第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は勤務1時間当たりの給与額の計算の基礎となる日若しくは時間等を単位とする特殊勤務手当の種類を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によつて計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。（休日給及び夜勤手当についてもこの例により取り扱う。）
- 3 公務による旅行（出張及び赴任を含む。以下同じ。）中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを職員の命令権者があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては、時間外勤務手当を支給する。

**第22条関係**（昭55新人委204・昭57新人委42・平元新人委180・平7新人委850・一部改正）

- 1 休日給は、休日等に特に勤務を命ぜられた職員のみでなく、休日に当然勤務することになつてゐる交替制勤務、現場勤務等の職員についても支給する。ただし、人事委員会規則第8-27号（休日勤務に替えて他の日の勤務を免除する場合における職務に専念する義務の特例に関する規則）の規定により他の日の勤務を免除された職員には支給しない。
- 2 休日給は、休日等における正規の勤務時間中における実働時間に対して支給される。休日等において正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当が支給される。

- 3 休日と週休日とが重なった日の勤務に対しては、休日給を支給せず、時間外勤務手当を支給する。
- 4 公務により旅行中の職員に対する休日給については、第21条関係3の取扱いに準ずる。
- 5 1勤務が2日にまたがる勤務でその1日が休日等に当たるときの休日給は、休日等に当たる日の勤務に対してのみ支給する。

**第23条関係**（平7新人委850・一部改正）

- 1 夜勤手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。
- 2 夜勤手当と休日給及び時間外勤務手当との関係は次のようになる。
  - (1) 午後10時から翌日の午前5時までの間における正規の勤務時間中の勤務の中に休日等に当たる部分がある場合においては、その部分の勤務に対しては休日給と夜勤手当が併給される。
  - (2) 夜勤手当は正規の勤務時間として勤務した場合に限り支給されるものであるから、正規の勤務時間を超える勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間において勤務した場合には、その勤務に対しては夜勤手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。

**第24条関係**

宿直勤務又は日直勤務の範囲及び宿日直手当の額は、人事委員会規則第6－9号（宿日直手当に関する規則）の定めるところによる。

**第24条の2関係**（昭35新人委708・全改）

- 1 管理職手当を支給する職員の職の指定及び支給額等は、人事委員会規則第6－118号（管理職手当に関する規則）の定めるところによる。
- 2 管理職手当を支給する職員の職を、併任又は兼職（以下「併任等」という。）によつて占める職員には、その併任等の職に係る管理職手当は支給しない。
- 3 管理職手当を支給する職員の職が欠員の場合又はその職を占める職員が休職にされている場合に、その職について代理、心得等として発令され、その職の職務を行なう職員には、併任等の場合を除き、その職に定められている管理職手当を支給する。

**第24条の5関係**（昭36新人委451・追加、昭44新人委467・平元新人委441・平16新人委602・一部改正）

- 1 初任給調整手当は、職員の給与が第4条の規定により控除される場合においても控除されないものとする。
- 2 初任給調整手当の支給については、人事委員会規則第6－140号（初任給調整手当に関する規則）の定めるところによる。

**第25条から第25条の3まで関係**（昭38新人委940・全改、昭43新人委21・昭46新人委172・平9新人委367・平18新人委608・一部改正）

期末手当の支給については、人事委員会規則第6－224号（期末手当及び勤勉手当に関する規則。以下「規則第6－224号」という。）及び規則第6－1515号の定めるところによる。

**第26条関係**（昭38新人委940・全改、昭43新人委21・昭46新人委172・平18新人委608・一部改正）

勤勉手当の支給については、規則第6－224号及び規則第6－1515号の定めるところによる。

**第27条関係**（昭56新人委32・全改、平17新人委579・一部改正）

寒冷地手当の支給については、人事委員会規則第6－1485号（寒冷地手当に関する規則）の定めるところによる。

**第27条の2関係**（昭35新人委708・追加）

定時制通信教育手当の支給条件等は、人事委員会規則第6－110号（定時制通信教育手当に関する規則）の定めるところによる。

**第27条の3関係**（昭35新人委708・追加）

産業教育手当の支給条件等は、人事委員会規則第6－111号（産業教育手当に関する規則）の定めるところによる。

**第27条の4関係**（昭39新人委742・全改、平17新人委579・一部改正）

農林漁業普及指導手当の支給条件は、人事委員会規則第6-247号（農林漁業普及指導手当に関する規則）の定めるところによる。

**第27条の5関係**（昭50新人委629・追加）

義務教育等教員特別手当の支給については、人事委員会規則第6-661号（義務教育等教員特別手当に関する規則）の定めるところによる。

**第27条の6関係**（平7新人委562・追加）

災害派遣手当の支給については、人事委員会規則第6-1226号（災害派遣手当に関する規則）の定めるところによる。

**第28条関係**（昭38新人委940・昭39新人委742・昭45新人委1202・平元新人委441・平7新人委850・平16新人委602・平17新人委579・平18新人委608・一部改正）

扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当等、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び義務教育等教員特別手当の支給については、別に定めるもののほか、規則第6-5号の定めるところによる。

**第38条関係**（昭35新人委708・昭36新人委451・昭38新人委940・昭39新人委742・昭43新人委21・昭45新人委1202・昭47新人委819・昭50新人委629・平2新人委633・平13新人委425・平14新人委416・平16新人委602・平17新人委579・平18新人委608・平27新人委200・平30新人委180・一部改正）

- 1 第1項及び第2項の「給与」とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、単身赴任手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び義務教育等教員特別手当をいうものとする。
- 2 第4項の規定による退職者の給与は、退職者の生活を保障する意味において予算の許す限り任命権者が所定の割合以内で、その裁量によりその支給額を定めるものとする。この場合において、次に掲げる額を考慮して定めるものとする。
  - (1) 退職者及び退職者と生計を同じくする者（次号及び第3号において「退職者等」という。）に係る公租公課（共済組合の掛金及び厚生年金保険料を含む。）の額
  - (2) 退職者等の年齢、人数及び居住地に基づき算定した生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に定める居宅に係る基準生活費の額のうち退職者等の世帯員ごとの第1類に係る額を合算した額、第2類に係る額及び世帯員ごとの経過的加算額に係る額を合算した額の合計額
  - (3) 退職者の給与以外の退職者等の恒常的な所得の金額

**附則第17項及び第18項関係**（令5新人委263・追加）

- 1 附則第17項の「60歳に達した日」とは、その職員の満60歳の誕生日の前日をいう。
- 2 附則第18項第4号に掲げる職員には、附則第17項に規定する特定日（以下「特定日」という。）において職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟県条例第6号）第9条第1項の規定により同項に規定する異動期間を延長されることとなる同条例第6条に規定する職を占める職員も含まれる。
- 3 特定日以後、附則第18項第2号から第4号までに掲げるいずれかの職員に該当していた職員から引き続き人事管理上の必要性に鑑み退職の日に限り臨時的に置かれる職を占める職員となつた職員については、当該職員を当該該当していた職員とみなして同項の規定を適用する。
- 4 前項に規定するもののほか、附則第18項第2号から第4号までに掲げるいずれかの職員に相当するものとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員については、当該各号に掲げるいずれかの職員とみなして同項の規定を適用する。

- 5 附則第17項及び第18項並びに前4項の規定は、本務に係る職に基づき適用する。
- 6 公益的法人等派遣条例第3条及び第4条に規定する派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に掲げる職員のうち地方公営企業に勤務するものをいう。）である派遣職員及び単純労務職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。）である派遣職員を除く。）のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第6条第2項に規定する業務に従事するものが、附則第17項の規定の適用を受ける職員となつた場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となつた日において、公益的法人等派遣条例第4条の規定の例により、給料等（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当をいう。以下同じ。）の支給割合を決定し、又は給料等を支給しないものとする。
- 7 前項の規定により、給料等の支給割合を決定し、又は給料等を支給しないものとなつた職員に対しては、給料等の支給割合又は給料等を支給しない旨を通知するものとする。

**附則第19項、第21項、第23項及び第24項関係**（令5新人委263・追加）

これらの項の実施については、人事委員会規則第6-1883号（一般職員給与条例附則第19項、第21項、第23項又は第24項等の規定による給料に関する規則）の定めるところによる。